第

6 4 6 7

묽



1994年1月6日創刊,每日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2020年)令和2年 6月 25日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

## ▲ Jリーグの会員クラブに支出した広告宣伝費等

♀ : Jリーグのクラブ経営の赤字補填のため、親会社が自己の子会社等であるクラブ運営会社に対して金銭の支出等をした場合の税務上の取扱いが公表されたとか。どのような取扱いになっているのですか?

**A**:次のような取扱いになっています。 【解説】

1. 自己の子会社等であるクラブ運営会社に対して支出した広告宣伝費等の取扱い

親会社が、各事業年度において自己の子会 社等であるクラブ運営会社に対して支出した 金銭の額のうち、広告宣伝費の性質を有する と認められる部分の金額は、これを支出した 事業年度の損金の額に算入される。

2. 親会社がクラブ運営会社の欠損金を補てんした場合の取扱い

親会社が、クラブ運営会社の当該事業年度において生じた欠損金を補填するため支出した金銭の額は、クラブ運営会社の当該事業年度において生じた欠損金額を限度として、特に弊害がない限り、広告宣伝費の性質を有するものとして取り扱われる。

3. 親会社がクラブ運営会社に対して行う低利 又は無利息による融資の取扱い

親会社が、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりクラブ運営会社の経営が困難となったことに伴い、復旧支援を目的として、相当の期間内に、当該クラブ運営会社に対して、低利又は無利息による融資を行った場合には、当該融資は正常な取引条件に従って行われたものとして取り扱われる。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】







